

上川中部森林管理署交渉(全国林野関連労働組合上川中部分会)

議 事 要 旨

1 日 時 令和6年3月21日(木) 17:30~18:30

2 場 所 上川中部森林管理署 会議室

3 出席者 上川中部森林管理署 中村 昌有吉 署長
前田 悟 次長
高金 哲雄 総括事務管理官

全国林野関連労働組合 平田 和行 執行委員長
上川中部分会 野々村 詠子 副執行委員長
中里 輝之 執行委員
渡部 信 執行委員
谷本 直緒子 執行委員

4 交渉事項

事業実行等に係る労働条件の確保について

当局) 只今から、全国林野関連労働組合北海道地方本部上川中部分会より先般申し入れのあった交渉を始めさせていただく。あらかじめ予備交渉で、交渉時間、交渉項目等を整理していることから、それに基づき進行いただくようお願いする。

組合) 今後、更なる収穫量の増が求められる。担当職員の負担を軽減させるためにも業務の徹底した簡素化を行うこと。

当局) 事務・業務改善については、減量化・効率化を推進するため、提案を募集しているところですが、職員それぞれが日頃の事務・業務に対する現状把握を行っていただくよう改善提案の掘り起こし等の適切な対応に努めていく考えである。

組合) システム化により職員の勤務に関係する申請が個人対応となっている。ややもすれば、超勤などが正しく申請されていない場合も見受けられる。当局として個々人の勤務状況を把握すべき。

当局) 超過勤務の把握については、超過勤務の縮減対策により取り組み、その減少に努めているところであるが、やむを得ず超過勤務を命ずる場合は、正しく申請されるように指導するなど、なお一層適切な対応に努めていく考えである。